

令和6年度 第2回 二宮町子ども・子育て会議 会議録

日 時 令和6年10月3日（木）午後2時30分～午後4時
場 所 二宮町町民センター3Bクラブ室
出席者 相馬委員（会長）、上野委員、加藤委員、水島委員、成川委員、飯塚委員、
渡辺委員、石井委員
（欠席／三好委員、境野委員、掬川委員、一石委員）
事務局 神保子育て・健康担当参事兼子育て・健康課長、野田子育て支援担当課長、
釧持子育て支援班長、阿山育成相談班長
傍聴者 なし

1. 開会

事務局：令和6年度第2回二宮町子ども・子育て会議を開会する。本日はご多忙のところご出席賜り感謝する。また、8月30日に開催予定していた第1回二宮町子ども・子育て会議は、台風10号による悪天候のため、当日に書面会議に変更させていただいた。書面会議の結果については、後ほど議題の中で報告をさせていただく。
今回の会議は、今年度2回目の会議となるが、対面では初めての会議である。委員の変更や、新しい委員の着任があったので、この後に委嘱や自己紹介をさせていただく。

2. 委嘱状交付

（町長より委嘱状の交付）

3. 町長あいさつ

町長：第2回の会議に、ご参集いただき、感謝する。

子ども・子育て会議の中での計画づくりを昨年から続けてきたが、国では、こども基本法、こども大綱が示された。今までつくってきたこども計画の中に、少子化対策、こどもと若者の支援、こどもの貧困対策を加えることで、より幅広い内容が含まれるようになる。対象は「こども」といっても、20歳代、30歳代の方も含めることになる。改めて、アンケート調査も実施し、いろいろなご意見を拝見した。会議の回数に限られているが、二宮町の中で、具体的に何をすべきか、それぞれのお立場から現場の声をお聞かせいただきたい。よろしくお願いします。

事務局：（会議の録音と議事録の作成について説明）

4. 自己紹介

（各委員、事務局職員の自己紹介）

（町長退室）

事務局：(会議の公開に関する説明と傍聴者の確認、資料確認)

5. 議題

事務局：以降の進行については、会長にお願いします。

会 長：第1回会議では、書面会議ということで、事務局には対応していただき感謝する。
本日は、新しい委員にもご参加いただくことで、慎重な中にも活発な会議とさせていただけるとよい。よろしくお願いします。

(1) 第1回会議の報告について

会 長：議題(1)第1回会議の報告について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：(資料1に沿って説明)

会 長：議題(1)について、ご意見、ご質問等があればお願いします。
ご意見がないようなので、先に進む。

(2) 二宮町こども計画素案について

会 長：議題(2)二宮町こども計画素案について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料2に沿って説明)

会 長：議題(2)について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

委 員：13ページの女性の労働力率の推移で、一時的に労働力が下がる、いわゆるM字カーブが、まだ見られている。女性の労働力がM字カーブを示す時期は大変長かったが、令和2年のグラフをみると、女性は妊娠、出産しても仕事をやめずに続けているので、0歳児、1歳児を保育所に預ける人が増えている現状だと思う。0歳児、1歳児を保育所に預けると、保育園で相談することができて、孤立しにくい。逆に、専業主婦で子育てをしている方が相談するとすれば、保健センターや子育てサロンなのか。専業主婦で孤立している方を支える、公的なしくみはあるのか。また、支え漏れているところはないのか。現状をお聞きしたい。

事務局：子育てサロンは、子育て支援班の管轄であり、ご相談を受け付けている。ただ、子育てサロンに自ら出向ける親御さんには支援が届くが、出向かずに、なかなかご相談をしていただけない方も、少なからずおられる。その方たちの支援を、保健センターで行う事例もある。保健センターと子育てサロンで、連携をして進めている現状である。

委 員：子育てサロンを利用している保護者は、月に何人ぐらいか。

事務局：利用者数は延べ人数なので、頻繁に通っている方は何回もカウントされている。年間の概算の利用者数は、2サロン、それぞれ、3,000人から4,000人である。

事務局：新型コロナウイルス感染症が蔓延していた時期には、利用者数は落ち込んだが、また徐々に戻ってきている。

委員：2か所の子育てサロンは、それほど広いわけではないが、混雑するほど人が集まることはあるのか。

子育てサロンのスタッフに、気軽に相談できる環境が整っているのか。子育てサロンの現状を教えてください。

事務局：子育てサロンでは、保育士資格をもっている者が子育て相談等を受け、その場で返せるものには対応している。

委員：では、子育てサロンをよりどころにしている親御さんがいるという理解でよいのか。

委員：私も子育てサロンをよく利用する。実感としては、それほど利用者数が多いとは思えない。面識のある方が集まる傾向で、初めての人が来る機会は多くないように思う。保育園に通園していない子どもの2割から3割程度の子どもが利用しているように思う。よく利用する方が、延べ人数を増やしている。

事務局：素案の16ページに経年比較のデータがある。その下には一時預かりのデータもある。

委員：その場で話を聞いてもらえるので、相談はできる安心感はある。引きこもりや、活動的に外出できない方はどのようにしているのか。

委員：どちらも車では行けないのか。

事務局：中里は駐車場があるので、車で行ける。栄通りは公共交通機関を利用していただく。

委員：中里は、令和5年度の利用者は4,500人で、それなりに利用されている。

事務局：孤立しがちな母親の横のつながり、支え合いという意味では、コミュニティ保育の助成事業がある。母親同士の支え合いで、幼稚園に入る予定の3歳児未満の子どもが集まり、親御さんが何をするのかを決め、母親同士で事業を進めていくもので、その事業に補助を出す制度があり、もう何十年も続いている。現在は、2団体を補助しているが、会員数が大変減っており、そのような需要が減りつつあるのかと考えている。1歳から保育園に入園する方も増えている。

委員：それは、「いちにのさん」のことだが、「定員が5人以上になると補助が出る」というように、定員数を下げている。

事務局：「にのキッズ！」と「いちにのさん」である。

今までの補助要件だと、対象がなくなるほど、加入者が減ってきている状況である。また、二宮町に限ったことではないが、令和8年度から、「だれでも通園制度」が始まる。一時預かりと趣旨は似ており、従来の町内の幼稚園・保育園のどこが母体となるのか未確定で、月に何回か数も今後決まる。国の施策として始まる。令和5年度、6年度と、全国的にテスト運用をしている自治体があり、令和8年度からは、全国、全市町村で実施する話は進んでいる。

委員：それは就労の有無に関わらず、子どもを預けられる制度なのか。年齢は0歳からなのか。登録制なのか。

事務局：年齢についても、未確定であるが、おそらく、生後半年ぐらいからだと考えている。

今年度、テスト運用している自治体では、事前登録制であるが、2年後の実運用では、登録制にするかどうかは決まっていない。

事務局：二宮町の保育園も定員がいっぱいなので、二宮町の保育園でその制度を運用できるのかどうか検討中である。

事務局：こども家庭庁が音頭をとり始めているが、こども家庭庁にも自治体から「実施は難しい」という声が挙がっていると聞いている。1年半かけて、どのように整えられるかが課題だと考えている。

事務局：先ほどのご質問に関して、専業主婦を支える公的機関については、両班で連携をとっていきながら支援をしている現状である。サロンに行く人と行かない人がおられる。サロンにも参加せず、孤立している方を対象に、「でんでんむし」という事業がある。以前は1歳まで、第1子までを対象にして実施していた事業だが、1歳半まで対象を広げて、令和5年秋から再開している。そこには、保健センターの専門職が入る。母子手帳交付のときに対応した保健師が妊娠中の面談をして、出産後、赤ちゃん訪問を実施し、「でんでんむし」にも立ち寄っているので、訪れやすい雰囲気をつくっている。少しでも孤立する人が少なくなるように、そのような活動をしている。

3歳までは健診の機会も頻繁にあるので、健診も活用しながら、保護者とコミュニケーションをとり、心配事や困り事の相談を受けている。「大人と話をしたかった」という保護者もいるので、世間話をすることもある。保健センターでは、支えになれることをしたい。

委員：「でんでんむし」は、月に何回実施されているのか。

事務局：月に1回である。毎月月末の月曜日に「はぐくみ相談」を実施しているが、それと合わせ実施しているので、フリースペースに遊びにも来て、同じ日に、計測や専門職への相談も受けられる。

委員：妊娠すると、保健センターで母子手帳を交付してもらい、病院で健診等を続ける。町との関わりは、定期的に保健センターで保健師や助産師とつながり、出産後は新生児訪問を受け、でんでんむし等を利用して相談できることで、妊娠・出産を支えるしくみは、保健センターが中心になっていることか。

事務局：そうである。

赤ちゃん訪問も、必要であれば何度も行っている。また、産後ケア事業も始まったので、母乳トラブルや産後心身のケア、育児不安の解消等という点でも、自己負担は発生するが、専門職の訪問を受けることができる。

委員：現在は、電話で、訪問をお願いすることができることか。

事務局：そうである。必要であれば、私どもも訪問しているし、電話で話ただけで大丈夫だと言われる場合もある。平日であれば、話を聞く者はいるので、何かあればご連絡くださいと発信している。

委員：町の広報で、公式 LINE が始まると知ったが、LINE で保健師とつながるシステムは考えていないか。

事務局：LINE は難しい面があるので、今のところ考えていない。

私どもとしても、オンラインか対面での相談で、お声を聞きたい希望がある。実際に、「オンライン相談よりも、相談に来てしまった」という方も多い。

委員：妊娠中に講座がいくつかあり、それを受けにいった記憶があるが、今は就労している妊婦が多い。保健センターに来て講座を受けたり、事前の集まりに参加したりする妊婦は、どれぐらいの割合おられるのか。

事務局：正確な数値は持ち合わせていないが、働く妊婦が多いわりに、出席率は高いと感じている。第1子が多いこともあるが、テーマによっては、第2子の方もおられる。お風呂も新しい入れ方を提唱している。ご夫婦での参加が非常に増えている。

委員：最後のところに、「子育て情報提供の充実」とあるが、要望を申し上げる。10月1日から、LINE が大々的に適用されている。大変わかりやすく、簡単である。学童保育に関しても、目的、案内、申し込み等、すべて LINE で対応している。子育てサロンの様々なイベントも、広報誌に記載されているが、LINE を活用すると、情報提供しやすく、若い親御さんに見ていただける機会になる。ホームページも内容を充実していただけるとよい。

事務局：49 ページに「インターネットの活用」があるが、ここを「SNS」という表現にして、ふくらますことができる。

事務局：町の公式 LINE は、10月1日から利用できるなので、登録をお願いしたい。子育てに関するメニューもある。

妊娠届を出された方には、登録案内をしている。健診に来られる方にも、PR する予定である。登録者が増えれば、強力な発信力になる。

委員：8 ページに出生率が記載されているが、乳幼児の出生数は、令和2年に124、令和3年に111で、現在は、おそらく100を切っている。

4 ページに調査対象に、「町内在住の小学校5年生202名」とあるので、この10年ほどで半分になった。その前の10年間にそこまで急激な減少はなかった。これは二宮町に特化したことではなく、全国的な問題だが、そのような現状を踏まえて考えていかなければいけない。

委員：2点申し上げる。

1 点目 26 ページに、「親子の成長と交流の場の支援」があるが、「町の中の公園を積極的に使えるように活かしていただきたい」という願いが、母親同士の話の中で出てくることが多い。この項目の中に入れていただけるとよい。具体的には、夏場に草が茂り、使えないので、整備をお願いしたい。また、安全管理の面では、他市のように、遊具の点検をして安全シールを貼る等、安心して遊ばせる

ことはできるようにしていただきたい。以前に、インクルーシブ遊具を取り入れる話もあったが、そのようなものも含め、安全管理についても入れていただけると、遊ばせるきっかけにもなり、親同士のつながりを生むことにもなる。

2点目。多様な価値観が子どもの中にもあるので、「親にならなければならない」「結婚しなければならない」という伝え方にならない取り組みが必要。具体的な内容には結婚支援も含まれているが、その打ち出し方、事業内容の取り入れ方の観点は重要。

事務局：結婚支援の考え方については、国が示すものの中にあるので掲載しているが、実際に、現在、二宮町ではそのような取り組みはない。ご指摘通り、「年齢になったら結婚するべき」というようなことは、行政が言うべきではない。過疎の地域で、結婚支援が重要な支援になっているところもあるが、都市部では、他所からの移住を含めて、そこまで出生数が下がっていないところもある。地域差が大きい。

町としては、具体的な施策を含め、どのように表現していくのかは、難しい問題である。今の時点での町の考えとしては、行政が結婚支援に踏み込まないほうがよい。

現在、町で行っている取り組みで、それに近いものとしては、毎年ではないが、商工会の女性部が婚活イベントを実施している。そのようなものも活かしつつ、発信したい。

委員：20 ページの基本目標（2）「すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり」の「幸せ」という言葉に関してお聞きしたい。これは、アンケート調査を実施して、子どもたちに「幸せですか」と聞き、「幸せ」だと答えれば100%だということで、それをめざすことか。個々の状況はそれぞれだが、幸せの定義は難しいと感じる。

事務局：個別の支援とは、困っている人を見つけ、拾い上げ、サポートしていくことであるのは当然だが、このような場合の目標としては、大枠で、そのような設問に対する回答によるもの。国のこども大綱の中でも、アンケート調査による回答の何割以上という数値を示しているので、町としてもその考え方に従っている。

会長：めざすもの、目標ということだ。

委員：現在、「はらっぱスペース」という、学校に行きにくい子どもの居場所づくりをしているが、教育委員会の管轄の「やまびこ」という教育支援室の先生や、教育委員会の指導主事と情報共有をしながら、場合によっては、学校の先生ともやり取りをしている。「すべてのこどもの幸せ」を、町として考えたときに、全てを公的な支援で賄っていくことには、限界がある。どれだけ、町民の力を使い、町の中にある団体と連携をとっていけるかが、今後は重要になってくる。
例えば、「はらっぱスペース」という民間運営のものだけを取り上げることはで

きない話をよく聞く。町との信頼関係がどれほどのレベルになれば、「連携している」と言えるのか、把握できていない。

36 ページの「すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり」(1)「こども・若者の権利の保障」においては、子どもの権利がクローズアップされている。9月1日に、こどもの権利フォーラムが開催されたが、町の中で子育てをしている当事者が集まり、実行委員会をつくり、「こどもの権利」や「こどもまんなか」とは何かを表現している。そのようなものとつながることも、前向きにご検討いただきたい。具体的な事業としては、例えば、毎年行なっている人権講演会に関して、町は、町の中で活動している方たちとも柔軟につながり、講師を選び、中身と一緒に作り上げることができればよい。そのような関係性を築くことである。生活環境課が、気候市民会議を行っているが、無作為に抽出された町民が集まり、会議を行っている。エコフェスタという環境づくりフォーラムの一部のメンバーが、生活環境課と一からつくり上げ、伴走を支援する形で活動している。そのような形が、町の中で広がり、いろいろな課で、町民とも対話しながらつくる関係性が生まれれば、職員の負担も減り、町民にも「町をよくしていこう」という思いが芽生える。お元気なシニアも、アクティブな子育て世代も多いので、町民の力をうまく利用し、対等な関係でつくっていけるパートナーシップが育つとよい。

会 長：連携の可能性をもう少し考えていただきたいご意見である。難しい課題だが、いがかか。

事務局：こどもの権利を、町として町民に周知し、皆さんの共通事にするための動きは、来年度以降もつ予定である。同じくして、こどもの権利フォーラムが立ち上がり、9月1日に、一参加者として出席した。二人三脚で進めていけるとよい。どのように連携していけばよいのかを考えると、お互い、めざすところは同じなので、協力しながら進めていけるとよい。今回も、呼びかけを受け、町としては後援を出した。そこで登壇された講師の先生にお願いして、私どもでもできることがないのか考えていきたい。

委 員：町としてできることと、できないことあるので、腹を割って話し合い、つくる流れができるとよい。5年後、10年後、その先の二宮町に向けて、柔軟な取り組みができるとよい。

事務局：議題(2)の基本理念のキャッチフレーズは、「すべての子どもの育みを支える」ということであるが、これは、第2期の「子育てを支援する」というものとは違い、「子どもたちが育っていくことを支える」ということで、視点が違う。キャッチフレーズは、第2期でも表紙にもキーワードとして掲げているので、具体的なご意見をいただきたい。

第2期計画の基本理念の町の考え方は、第3期計画の案にくらべると、町の実情

を細かく書き、よいところ、わるいところを挙げている。そのような部分も加筆したいとは考えている。町の現状や今後の在り方を踏まえ、基本理念をよりよいものにしたい。このままでよろしいか。ご意見をお願いしたい。

委員：「すべての子どもの育ちを支える」という一文に変更することだが、前回の書面会議でも意見を挙げたが、膨大な計画があり、それをどこまで実現していくのか、町の中では優先順位があるのか。それとも、まんべんなくすべての子どもたちに、少しずつ関わるような政策を勧めたいのか。二宮町としての基本的な姿勢はどのようなものか、お聞かせいただきたい。

基本理念「すべての子どもの育ちを支える豊かな自然と育み」という文言は漠然としている。だれ一人とり残していないが、曖昧さはある。

事務局：基本理念なので、この部分は大まかなものを打ち出し、21 ページのように、その下の「基本目標」「施策の展開」に具体的なことが書かれている。

会長：何かをするのではなく、理念として掲げることである。

委員：例えば、令和2年度から6年度までの事業計画の中で、飛び抜けて成果があったところと、手薄になってしまったところは、具体的にどのところにあるのか。

事務局：町の各課が行っている事業に落とし込んだ上で、前回会議で、この計画に載っている取り組み状況の進捗については、お示ししている。

町の予算が伴うものと、伴わないものがあるが、実際に、令和5年度はどのような結果だったのかということになる。それぞれの達成度は、そこをみればわかるが、この計画に抽象的に載っているものについては、どこが達成できたのかは、みる人によっても違うので難しい判断。そのために、数値化できる進捗状況を各年度で把握している。

委員：医療費無料が18歳まで引き上げられたとか、中学生の給食が無償化されたとかいう、目にみえる効果は、町全体の子どもたちにかかることである。特定の家庭だけでなく、どの家庭にも恩恵があることで、大きな効果。

アンケート調査結果をみると、雨の日の遊び場や夏の日の過ごし方、ソフト面での支援を求める声もある。若者の中には、結婚したいが、経済的な不安を抱える方も多かったので、経済的な支援として、国から降りてくるものも含め、町としてどのようにしていくか、考えていただきたい。

委員：この一文に関して、概ね賛成だが、1点だけ申し上げる。「豊かな自然と」という言葉が必要かどうかということである。「豊かな自然と」と書くからには、それを守っていくことにも責任をもたなければいけない。仮に、海岸や公園がこわれたときに、それを守ることまでするかと問われれば、そこまでの管轄ではない。「みんながつながる育みのまち」という表現でよいのではないか。

事務局：2ページにあるように、町として、こども計画はこども分野で大きな計画だが、その上位計画に総合計画がある。その総合計画で、町の将来像を示しているのだ

が、すでに「豊かな自然」がうたわれている。つまり、子ども分野に限らず、町として、「豊かな自然を維持していこう」という思いをもつことである。ご指摘の通りだが、「豊かな自然」という言葉を削除するのであれば、総合計画との整合性を考えなければいけない。

19 ページに、本町の将来像は、「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」と記載されている。これが、町としての最大の目標であるので、これを引用している。

会 長：総合計画とリンクしていることである。

委 員：総合計画の下の下に、こども計画が位置付けられているのだが、こども計画の中で一番伝えたいことが「すべての子どもの育ちを支える」ということであれば、それをクローズアップすることが重要。その際に、「豊かな自然と」というような文言が入ると、伝えたいことが、若干ぼやけてしまう。総合計画の中に「豊かな自然と」という理念がしっかりと入っているのであれば「すべての子どもの育ちを支えるまちにのみや」と示すことで、こども計画で大事にしたいことが伝わりやすい。

事務局：事務局で協議し、次の会議に諮らせていただきたい。その後、パブリックコメントでも、具体的なお意見をいただき、進めたいと思っている。そのたたき台となるものを、次回会議にお示しする。

委 員：3 点申し上げる。

1 点目。「すべての子ども」の「子ども」という言葉だが、2 ページの「計画の対象」に、「0 歳から 40 歳未満 39 歳まで」とあり、こども家庭庁の扱いでは、「こども」という平仮名表記になっているので、統一したほうがよい。

2 点目。「しつけ」という言葉が、2 か所ほど使われているが、昨今、あまり使わない言葉。虐待で逮捕された親御さんが「しつけだと思ってやった」と言うことがあり、あまりよい印象の言葉ではないように思う。代わりの言葉がないのか、ご検討いただきたい。

3 点目。21 ページの施策の体系の 2「すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり」の（1）に、「こども・若者の権利の保障」とあるが、こどもの権利と若者の権利は求めるところが違う。並列して載せるのではなく、2 つに分ける必要があるように思う。ご検討いただきたい。

委 員：「子ども」と「こども」の表記については、気になって調べた。国の文書では両方使われている。学童保育では平仮名表記は使っていない。どれが正しいことはない。

事務局：令和 5 年度に、こども家庭庁が発足したが、その名前は平仮名で「こども家庭庁」である。それに伴い、こども家庭庁では、平仮名表記を推奨していくことである。自治体に向けて、そのように発信されている。

それ以前から、「子どもの権利条例」等の固有名詞では、漢字表記が使われているものもある。「障がい」「障害」という言葉の表記と同じである。

今後は、固有名詞ではないものに関しては、平仮名表記の「こども」を使用する方向である。

現計画の中では混在しているが、統一していきたい。ただ、「子どもの権利」という場合は、漢字表記にするべきだが、事情をご存じない方には、ただ混在していると思われる危険がある。

委員：学童保育関係の資料では、「子供」という表記である。

事務局：学童保育は小学生を対象にしているので、「子ども」という表記でよい。「こども」という言葉は、若者も含めている呼び名である。

会長：各表現には使い分けている意味があるご説明である。

事務局：ただ、それを説明しなければ、ただ混在していると思われてしまう。表現のルールを決め、統一したい。

委員：省庁によって、使う表記が違う。文部科学省は「子供」、厚生労働省は「子ども」、こども家庭庁は、広い年齢層を対象にしており、「こども」という表現を使っている。内閣府からは、各省庁に、できるだけ平仮名表記の「こども」を使うように文書が出ているが、法務省でも漢字表記している。そのような現状の中では、ふさわしい表記を使えば問題はない。

会長：今後、検討をよろしくお願いしたい。

事務局：2点目の「しつけ」という言葉は、他の表現に代える方向で検討する。

3点目の「こども・若者の権利の保障」については、国の示し方でも一緒に扱われているが、ご指摘の通りなので、検討させていただきたい。

(3) その他

会長：議題(3)その他について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：(資料3の修正部分について説明、今後のスケジュールについて説明)

会長：議事を終了し、進行を事務局にお返しする。

6. 閉会

事務局：令和6年度第2回二宮町子ども・子育て会議を閉会する。